

平成 21 年度 税制改正速報 !

今年 1 月に閣議決定された H21 年度税制改正要綱の速報が出ました。

法人税関係 ①中小法人等に対する軽減税率の時的引き下げ ②中小法人等の欠損金の繰戻し還付の復活 ③中小企業等基盤強化税制の延長

相続税・贈与税関係 ①取引相場のない株式等に係る納税猶予制度の創設 ②取引相場のない株式等に係る贈与税の納税猶予制度の創設

所得税関係 ①生命保険料控除の改組 ②住宅借入金等を有する場合の所得税額特別控除制度の拡充 ③長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の創設

土地税制 ①土地等を譲渡した場合の特別控除制度の創設 ②土地等を先行取得した場合の特例の創設

金融・証券税制 ①上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率の特例の見直し ②小額の上場株式等投資の為の非課税措置の創設

その他 ①自動車税制 ②税務手続の電子化促進措置

いろいろな改正案が出ていますが、住宅取得に関することをまとめてみます。

住宅ローンについてはローン残額に応じた減税が 5 年延長され 10 年間となります。また控除率も残額の 1% となり、その年の所得税から減額されない分は翌年度の住民税から減額されます。(認定長期優良住宅は割増有) また、長期優良住宅の場合は性能強化費用相当額(最高 1,000 万円)の 10% をその年の所得税から控除されます。1 年で控除しきれない場合は翌年まで繰越されます。自己資金で住宅を取得される場合には有効と思われますが、ローン減税との選択摘要となりますので検討が必要でしょう。(適用時期や内容等につきましては下記セミナー又は税務署等にご確認ください)

5 月より内装制限が緩和されます !

告示 225 号 (4/1 施行) で戸建住宅に限って「火気使用室」の定めを緩和し、壁や天井への木材の使用が可能になった。調理用コンロ、ストーブ、暖炉、囲炉裏の周辺を特定不燃材料を使えば、それ以外は木材または難燃材で仕上げればよい事になりました。例えばガスコンロの場合、バーナー位置から半径 80 cm、高さ 235 cm の範囲内が特定不燃材料であれば良い。天井が 235 cm に満たない場合は、235 cm から天井までの高さを引いた数値を半径とする球状空間がそれに当たります。その他詳しい事例は国交省のホームページをご参照ください。

【情報】

「平成 21 年度税制改正のあらまし」セミナーが開催されます

講師 山田 純輝 税理士
日時 5 月 12 日 (火) 19:00~21:00
場所 かがしま県民交流センター 大研修室 1 (3F)
参加費 無料
申込先 鹿児島法人会 Tel 099-239-3655 fax 224-4822

【定休日】

5 月は 3, 4, 5, 10, 17, 23, 24, 31 日となります
6 月は 6, 7, 13, 14, 20, 21, 27, 28 日となります
ご協力お願いします。



弊社が納入した丸太看板

(お問い合わせは、お客様サービス係の東野まで)